

平成24年度第2回介護サービス質向上委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成24年12月5日(水) 18:00～19:45
- 2 場 所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県庁 本館1階 102会議室
- 3 出席委員 山口会長, 檜谷副会長,
荒木委員, 宇根委員, 岸田委員, 清代委員, 松本委員, 芳谷委員
(委員名は五十音順)
- 4 議 題 (1)「ケアマネマイスター広島」の認定と活用について
(2) 介護サービス情報の公表制度の実施状況等について
(3) 介護職員等によるたんの吸引等のための研修等の運営について
(4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る基準条例の制定について
(5) 介護予防強化支援事業の実施について
(6) 地域包括ケア介護資源調査事業について
(7) 介護給付費改善にむけた市町へのインセンティブ付与案について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局介護保険課企画調査グループ
電話(082)513-3206(ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 前副会長の委員辞職に伴い, 委員の互選により檜谷委員が副会長に選出された。
- (2) 議題の(1)から(4)までについて, 事務局から会議資料により説明が行われ, その後, 次のとおり質疑応答が行われた。

会 長 基準条例の制定について, 国の基準省令にそってやっておられるのでしょうか。

事務局 ほとんどは国の省令に基づいたものとなっています。

会 長 委員からは特に意見がないようですので, 事務局は現案に沿って事業の実施をしてください。何か事務局から補足はありますか。

事務局 情報の公表に関する県独自項目についてですが, 3月ころに開催予定としています次回の委員会で, 事務局がたたき台を作って案を出すということでございます。こういう切り口で, というようなアドバイスがありましたら嬉しいところです。

たんの吸引については、伝達講習の運営について広島県老人保健施設協議会に事務局をもっていただき円滑に運営できましたので、この場を借りてお礼申し上げます。

ケアマネマイスター広島についてですが、今年は4名の方を認定いたしました。来年は5名程度の認定を考えております。認定者の数が増えれば組織的な活動もできると思っております。今年度の4名は、福山市1名、尾道市1名、広島市2名と、地域的にもばらついておりますので、いい配分かなと思います。こういう活用をしたらどうか、というご意見等がございましたら、事務局に伝えていただければと思います。

会 長 「ケアマネマイスター広島」の制度については、全国で初めてですか。他県に似たような制度・仕組みの例はありますか。

事務局 今のところないと聞いております。介護分野における、しかも個人に対するマイスター認定制度というのは、全国で初めてだと思えます。

会 長 私も、選定委員会の委員としてケアマネマイスター広島の面接試験に立ち合わせていただきましたけれども、非常に勉強になりました。面接試験を受けられた方はみなさん緊張されておられました。今後はもう少しリラックスした試験ができるといいなと思っております。

委 員 現場の力のある方が選ばれたということだと思いますね。

会 長 やはり認定者の4名と他の候補者の方とは落差がありました。選ばれるべき人が選ばれたということでしょう。応募者はどのくらいあったのでしょうか。

事務局 14名です。応募書類の作成について、ケアプランの作成や小論文などかなり分厚いものを作らなければならないということで、すこしハードルが高かったかなと思います。審査委員の皆様にも、かなりの分量となった審査書類をお時間をかけて審査していただきました。

会 長 第1回目の認定にしては成功したのではないのでしょうか。来年度からについては、認定者のレベルを落とさず、気楽に試験を受けられるようにしてほしいと思います。今回の認定者は全国に誇れるケアマネジャーの方々だと思います。

事務局 来年はもう少し募集期間を長めに設定しようと思えます。今年は8月の1ヶ月間でした。最終面接試験を受けられた6名の中から絞って4名の認定ということになったわけですが、今回残念ながら落ちてしまった2名につきましても、こちらから電話連絡をさせていただきましたけれども、来年度も募集があるなら再チャレンジしようとおっしゃっていただきました。また、認定された4名の中には、試験であったケアプランの作成が、正直楽しかったという感想を持たれた方もいらっしゃいました。

会 長 楽しかったということであれば、ちゃんとそれなりの力を持っているということでしょうね。

委 員 ケアマネマイスター広島の方々についてですが、次回の委員会でお会いできるのを楽しみにしております。ケアマネマイスター広島の方々がいろんな形

で利用者に向かっての改善に取り組んでくれるということであれば、すごく広島県は進んだんじゃないかなと思っています。

委員 それと、公表制度に関して、県独自の切り口をとということでしたが、実際に何項目まで作れるのでしょうか。

事務局 特に上限の設定はありません。

委員 利用者が地域のサービス事業所を検索していく上で参考となるものがほしいということでしょうか。そうであれば、利用者からの声を集めて、こんな情報がほしいという意見を上げたほうがいいと思うので、組織に持ち帰って相談したいと思います。知りたい情報というのは、今までも検索してみても何だかわからないままという状況であったのも事実です。より利用者の立場に立った意見が反映できるような項目を次回の委員会までに出したほうがいいですね。

会長 今年度の独自項目はあきらめたと資料にはありますが。

事務局 年度ごとに公表計画を作ることとなっており、今年は国の制度スタートが10月からとぎりぎりになったので、県の独自項目は設定していないということです。

副会長 情報を色々集めて設定したいということで、スケジュール的にはいつごろまでにまとめて、決定していくのでしょうか。

事務局 来年度の情報公表に関する計画については、来年の7月～8月ころに確定をさせていく予定です。

副会長 独自項目はどこで決定していきますか。

事務局 県が決定して指定機関に伝えて参ります。そのために、この委員会での意見を踏まえて、県で決定させていただくということでございます。今年度はこの委員会をあと1回開催する予定です。来年度も5月～6月ころに、来年度第1回目の委員会を予定しています。今年度の次回委員会でたたき台を出して、委員の皆様にご協議いただき、来年度の第1回委員会で成案を出してご確認いただくというスケジュールで決定できればと思います。

委員 では、こんな項目があったらというものは次回委員会までに出した方がいいですね。出来るかどうかわかりませんが早ければいいですね。

事務局 あくまでも県が設定した項目について、事業者が情報を提供するという事です。事業者に提供を求められる情報ということになります。

会長 来年度以降の設定ということですね。この委員会に間に合うように県の方である程度案を作成してもらって、委員の方々に意見をもらう。それを踏まえて県の方で整理を行うということでもいいですね。

(3) 議題の(5)から(7)までについて、事務局から会議資料により説明が行われ、その後、次のとおり質疑応答が行われた。

委員 介護資源調査事業ですが、大変興味深い調査をしておられるなと感じました。

私が思うのは、地域におけるサービス資源というものには、施設の数やそこで働く人材の数というほかにも、ネットワークやつながりというものもあると思います。調査できるかどうか分かりませんが、そうしたものも「資源」として生活圏域ごとにどんなものがあるかという整理の中で、圏域ごとの地域包括ケアの推進を考える上での1つの材料にできるのではないかと思います。ネットワークやつながりというのはまだ十分な評価のものさしがなく、評価しにくいものではありません。

事務局 調査項目の中に生活支援サービスについて、どんなものがあるかという問いかけをしています。要は認知度。実際にサービスがあるにも関わらず、認知されていないということがあります。ネットワークについては、そういうものがあるということを知っているかどうかということから始まると思いますので、そういうところから分析をしてみたいと思います。また、地域包括支援センターの方々にお答えいただく中で、電話帳のようなものを作ってくださいといっているわけではない、ということもお伝えしています。地域包括支援センターが実際に利用者さんに紹介した実績のあるものについて教えてくださいというものになっています。

委員 介護資源調査事業について、この事業とは別に、県のお課が同じく地域包括ケアの関係で、地域の支援体制についての調査をやっていると思いますが、それとこの事業とのリンク・関連性はどうなっているのでしょうか。最終的にデータをひとつにまとめて調査報告なりを行うということがあるのでしょうか。

事務局 調査項目はかなり一致しています。それを合わせながら地域の状況の把握に活かしていきたいという思いです。

1つにまとめるかどうかは別として、地域情報なので、地域包括支援センターとして知っている情報と地区社協を通じて知っている情報は違うだろうということで、別々の対象者ということで今回調査をさせていただきました。その上で情報がどうでくるかということについては、別途調整をしなければならないと思います。ただ、社協が地域包括支援センターを受託しているところもあるので、そういう場合は同じ回答となると思います。

委員 資源の調査では、各日常生活圏域ごとに、介護・医療・インフォーマルなサービスについて、どれくらいあるかというのが少しずつ分かってきていると思います。それとともに、要介護者のニーズについてどういうものがあるかというのも見えてくると思います。情報収集の次の段階として、すごく大事なデータをどのように活かし、分析していくかということになるかと思います。地域でうまく資源を活用しているところ、活用されていないところが見えてくれば、市町にとっても、何を頑張ったらいいいのか、どのような方向に向いていけばいいのかが具体的に見えてくると思います。それに合わせて、市町へのインセンティブが付いてくるということであれば、市町にとっても前を向いて行動できやすくなると思います。

事務局 今回の調査について、委託業者と協議する中で、データを集めてみないと、

どう分析していいのかわからない部分もあるというのも実際のところですが。ただ、仮説を立てて、その検証をとという部分もあろうかと思えます。まずはデータの収集。これを行っていきます。そして収集されたデータを眺めたらどんな姿が出てくるのかということだと思えます。それから、この事業の大きな目的の1つに、地域包括ケア推進センターが今後現地に入っていく際の指導教本といたしますか、バックデータとしてもらうという意味合いもございします。この事業の後半では、地域包括ケア推進センターとも密に協議させてもらうこととなります。

会 長 要介護認定を行う際のデータについても活用していただきたい。単なる要介護度の状況というだけではなく、できれば要介護度を出すときに使用する元データの状況というのも加味できればと思えます。

事務局 今回調査する項目の中に、認定情報、認知症高齢者の自立度等の情報も含まれております。合わせて分析することを委託先と協議しています。ただ、標本数が多くないので、日常生活圏域ごとの分析は難しく客観的に言えるとなれば、市町ごとの傾向は言えるかもしれません。

会 長 介護予防について補足はありますか。

副会長 介護予防の検討会の会長を務めさせていただいておりますが、前回の介護予防の委員会のときは、分析の一部が始まっているというところだと思えます。介護予防を前提にやっていますが、要介護度の改善があったとき、要介護者本人に自覚があるか、喜びをもってやっているか、ということは別の問題だと思えます。本人自身が良くなってよかったと実感が持てることが必要です。要介護度の改善というのはなかなか難しいところですが、悪化しないような方法、自立から要支援にならないようにするための投資というか、県の予算化を是非お願いしたいと思えます。

事務局 介護予防の検討委員会から継続してデータをとるように、というように言われております。

副会長 介護予防事業に参加してもらっている人はかなり大丈夫なんですね。予防事業に参加してくれない人を、どのように予防事業のスケジュールに入れられるかというところだと思えます。そうした方々こそが、一番危険が大きいと思えます。ここの対策が、これから先の要介護者、要支援者が増えないための力の入れどころだと思えます。

会 長 要介護者がこれ以上悪くならない、つまり今のままの状態を維持するということだけで上等です。ダウンしないこと、生活ができる状態を維持していくということですね。

委 員 インセンティブ事業についてですが、市町からすればありがたいところです。今言われておりましたとおり、介護予防事業に参加する人はある程度自分自身で目的をもってやっておられる。チェックをかけて予防事業の対象になっ

ているにも関わらず、事業の参加に結びついていないところがどうしても出てきます。予防事業の実施につなげていくところについて、県内市町の情報があれば提供をお願いしたいです。

事務局 よい事例があれば、情報提供をさせていただきます。

委員 資料に、改善に向けた取組みについて色々あがっていますが、どの市町がどのような取組みを行っているのかということ県ホームページ等で見ることができるようにすれば、それぞれが横のつながりにもなりいいのではないのでしょうか。

会長 インセンティブ事業の参考資料として示されました国民健康保険の調整交付金の事例ですが、考え方は確かに参考になると思います。ただ、受診率が高いから良い、低いから悪い、というような短絡的なもので決め付けてしまうのはどうかと思います。

委員 インセンティブ事業について、進行するしかない病気を患っていらっしゃる方にとって、この事業が心の負担にならないように気をつけていただければ、よく考えられた事業だと思います。他県での例はあるのでしょうか。

事務局 インセンティブを出すというのは本県だけだと思います。岡山市については、状態が良くなった利用者がある事業所における介護報酬の割増しということの特例として国に申請中だと聞いています。本県の場合はあくまでも保険者へのインセンティブというところで、モラルハザードを起こさないように、つまり事業者の方でわざと軽く出すということがないように、保険者にインセンティブを出すということです。

委員 軽度化率を出すときに、改善された件数に絶対にあがらないだろう利用者にとって心の負担にならないような運営にしてほしいです。

会長 やり方次第ではいい効果を生み出すと思います。

委員 介護資源調査の関係では、介護資源を使っていない人、要は介護保険制度を全く知らない人が埋もれたままで終わらないように、この調査によってそうした人が新たに発掘されるような運用の仕方にしてほしいと思います。介護保険を使えるのを知らないままに暮らしている人を掘り起こすような展開を期待しています。

事務局 この調査事業ではありませんが、介護予防事業の方では、高齢者の方々に対し25項目のチェックリストを配って、それを回収して予防事業の対象かどうかを判断します。地域の高齢者にこのチェックリストを配ったときに、回答されない方については、市町の保健師さんたちがお宅を訪問して家に閉じこもっているという方がこの事業で発見できる、という事例もあります。

委員 介護保険を知っている人は知っている、知らない人は知らないままで終わっている人もかなりいると思います。

会 長 事務局は事業推進にあたって、今出された色々な意見を参考にしてください。

7 会議の資料名一覧

- (1) 平成 24 年度第 2 回介護サービス質向上委員会会議資料
- (2) 介護サービス情報公表システムパンフレット（厚生労働省作成分）